

重症患者認定基準表

下記の症状が長期間継続するものと認められるもの

| 対象部位 | | 症状の状態 | 一部の例示 |
|------------------|--|---|--|
| 眼 | | ①眼の機能に著しい障害を有するもの | 両眼の視力の和が0.04以下のもの |
| | | | 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの |
| 聴器 | | ②聴覚機能に著しい障害を有するもの | 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの |
| 肢 | 上肢 | ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの | 両上肢の用を全く廃したもの |
| | | ④両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの | 両上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの |
| | | | 両上肢のすべての指の用を全く廃したもの |
| | ⑤一上肢の機能に著しい障害を有するもの | 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの | |
| | | 一上肢の用を全く廃したもの | |
| | 下肢 | ⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの | 両下肢の用を全く廃したもの |
| ⑦両下肢を足関節以上で欠くもの | | 両下肢をショパール関節以上で欠くもの | |
| 体 ・ 脊 柱 | ⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの | 腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は坐位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの | |
| | | ⑨身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前①～⑧と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの | 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの |
| | | | 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの |
| 神経系 | | | 肢体の障害に準じる |
| 呼吸器 | | | 活動能力の程度がゆっくりでも少し歩くと息切れがする、または、息苦しくて身の回りのこともできない状態に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの。 (1) 予測肺活量1秒率が20%以下のもの(2) 動脈血ガス分析値にA表に掲げる異常を示すもの |
| | | | いかなる負荷にも耐え得ないもの |
| 心臓 | | | 浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、B表に掲げる症状の1又は2に該当し、かつ、C表に掲げる心臓疾患検査所見等のうち、いずれか2つ以上の所見等があるもの |
| 腎臓 | | | D表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、E表に掲げるうち、いずれか1つ以上の検査成績の異常に該当するもの |
| 肝臓 | | | F表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、G表に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示すもの |
| | | | G表に掲げるうち、いずれか2系統以上の検査成績が高度異常を示し、高度の安静を必要とするもの |
| 血液・造血器 | | | H表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、I表に掲げる1～4までのうち、3つ以上に該当するもの |
| | | | J表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、K表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもの |
| その他 | | | |

呼吸器疾患の参考表

A表（呼吸器疾患検査所見—動脈血ガス分析値）

| | 検査項目 | 単位 | 異常値 |
|---|-----------------------|------|-------|
| 1 | 動脈血O ₂ 分圧 | mmHg | 55 以下 |
| 2 | 動脈血CO ₂ 分圧 | mmHg | 60 以上 |

動脈血ガス分析値は、1回のみでの検査成績によることなく、総合的に判定するものとする。

心臓疾患の参考表

B表（心臓疾患重症症状）

| | |
|---|---|
| 1 | 安静時にも心不全症状又は狭心症症状が起こり、安静からはずすと訴えが増強するもの |
| 2 | 身体活動を極度に制限する必要がある心臓病患者で、身の回りのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの |

C表（心臓疾患検査所見等）

| | |
|----|--|
| 1 | 明らかな器質性雑音が認められるもの |
| 2 | X線フィルムによる計測（心胸郭計数）で60%以上のもの |
| 3 | 胸部X線所見で、肺野に高度うっ血所見のあるもの |
| 4 | 心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの |
| 5 | 心電図で、脚ブロック所見のあるもの |
| 6 | 心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの |
| 7 | 心電図で、第2度以上の不完全房室ブロック所見のあるもの |
| 8 | 心電図で、心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの |
| 9 | 心電図で、ST低下が0.2mV以上の所見があるもの |
| 10 | 心電図で、第Ⅲ誘導及びV1以外の誘導のTが逆転した所見があるもの |
| 11 | 心臓ペースメーカーを装着したもの |
| 12 | 人工弁を装着したもの |

腎臓疾患の参考表

D表（腎臓疾患重症症状）

| | |
|---|------------|
| 1 | 尿毒症性心膜炎 |
| 2 | 尿毒症性出血傾向 |
| 3 | 尿毒症性中枢神経症状 |

E表（腎臓疾患検査所見等）

| | 検査項目 | 単位 | 異常値 |
|---|-------------------|-------|-------|
| 1 | 内因性クレアチニン・クリアランス値 | ml/分 | 10 未満 |
| 2 | 血清クレアチニン濃度 | mg/dl | 8 以上 |
| 3 | 血液尿素窒素 | mg/dl | 80 以上 |

人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

肝臓疾患の参考表

F表 (肝臓疾患重症症状)

| | |
|---|----------------|
| 1 | 高度の腹水が存続するもの |
| 2 | 意識障害発作を繰り返すもの |
| 3 | 胆道疾患で発熱が頻発するもの |

G表 (肝臓疾患検査所見等)

| 系列 | 検査項目 | 単位 | 異常値 | 高度異常値 |
|----|----------------------------|-------|---------------|--------|
| A | アルブミン (電気泳動法) | g/dl | 2.8 以上 3.8 未満 | 2.8 未満 |
| | γ-グロブリン (電気泳動法) | g/dl | 1.8 以上 2.5 未満 | 2.5 以上 |
| | ZTT (Kunkel 法) | 単位 | 14 以上 20 未満 | 20 以上 |
| B | ICG (15分値) | % | 10 以上 30 未満 | 30 以上 |
| | 血清総ビリルビン | mg/dl | 1.0 以上 5.0 未満 | 5.0 以上 |
| | 黄疸指数 (Meulengracht 法) | — | 10 以上 30 未満 | 30 以上 |
| C | GOT (Karmen 法) | 単位 | 50 以上 200 未満 | 200 以上 |
| | GPT (Karmen 法) | 単位 | 50 以上 200 未満 | 200 以上 |
| D | アルカリフォスファターゼ (Bessey 法) | 単位 | 3.5 以上 10 未満 | 10 以上 |
| | アルカリフォスファターゼ (Kind-king 法) | 単位 | 12 以上 30 未満 | 30 以上 |

血液・造血器疾患の参考表

H表 (血液・造血器疾患重症症状—貧血群)

| | |
|---|---|
| 1 | 治療により貧血改善はやや認められるが、なお高度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの |
| 2 | 輸血をひんぱんに必要とするもの |

I表 (血液・造血器疾患検査所見等—貧血群)

| | |
|---|---|
| 1 | 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 血色素量が 6.0g/dl 未満のもの (2) 赤血球数が 200 万/mm ³ 未満のもの |
| 2 | 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球が 1,500/mm ³ 未満のもの (2) 顆粒球数が 500/mm ³ 未満のもの |
| 3 | 末梢血液中の血小板数が 1 万/mm ³ 未満のもの |
| 4 | 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が 2 万/mm ³ 未満のもの (2) 巨核球数が 15/mm ³ 未満のもの (3) リンパ球が 60% 以上のもの (4) 顆粒球(G)と赤芽球(E)との比(G/E)が 10 以上のもの |

J表 (血液・造血器疾患重症症状—出血傾向群)

| | |
|---|--------------------|
| 1 | 高度の出血傾向又は関節症状のあるもの |
| 2 | 凝固因子製剤を頻繁に輸注しているもの |

K表 (血液・造血器疾患検査所見等—出血傾向群)

| | |
|---|---------------------------------|
| 1 | 出血時間 (デューク法) が 10 分以上のもの |
| 2 | 血小板数が 3 万/mm ³ 未満のもの |